

国税庁殿へ JIIMA からの報告とお願い

平成23年11月25日

社団法人日本画像情報マネジメント協会 (JIIMA)

理事長 高橋通彦

JIIMA は効率的で透明な電子化社会の実現のため、紙の記録を直接電子化する e-文書法(電帳法)は大変重要な法律と考えております。しかし、残念ながら同法の普及は、国税関係書類のスキャナ保存の要件の厳しさ等により遅れています。JIIMA は本年度の技術要件調査は非常に重要と考え、全面的にご協力申し上げます。ご質問に対して、公益法人として客観的な立場で調査・回答して参ります。なお、経団連は主に「電子帳票保存法」について、JIIMA は主に「e-文書法関係での国税関係書類」のスキャナ保存について、役割分担して取組みます。
(11月10日経団連と打合せ合意)

○JIIMA は文書情報管理の普及啓発団体として、国税関係書類のスキャナ保存制度の普及にも努めております。平成18年11月当時では、「申請100件程度、承認件数は10の位の一番下の数」とのお答えでしたが、その後のスキャナ保存の所轄税務署への申請件数と、承認件数について、ご教授ください。

○スキャナ保存要件の緩和要望

1. 領収書等のスキャナ保存を3万円未満に限る制約は、著しく業務を非効率化するので、撤廃をお願い致したい。
2. 電子署名については、現状は「自然人の実印」相当しか認められていないが、一般のビジネスで使用される「認印」相当として、企業の内部統制による本人確認手段(例;IDとPWによる従業員特定)も許容して頂きたい。
3. 3年を経過した後の定型的な契約申込書や原始証憑書類については、現行の撮影タイプマイクロフィルムによる記録と同様に、所轄税務署への事前申請なく企業の自己責任でスキャナ保存を許容されるよう、追加告示をお願い致したい。
4. 「業務サイクル対応方式で国税関係書類の電子化を行う場合、関連する帳簿は電子帳簿保存法の承認を受けている」規制を、撤廃して頂きたい。